

行政処分の公表

2022年4月28日、当社丹後海陸交通株式会社は近畿運輸局より、輸送施設の使用停止（70日車）の行政処分を受けました。今回の処分を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に努めてまいります。

当該違反行為の内容（2021年12月14日ホームページにて公表）は下記の通りです。

記

1. 車検切れが発覚した日
2021年12月13日（月）
2. 車検有効期間満了日
2021年12月12日（日）
3. 当該車両
京都 200 か 299（中型路線バス）
4. 車検切れ後の運行内容
12月13日（月）〔1日間〕
運行時間 8:31~9:57（内 営業運行 9:10~9:39）
運行区間 上宮津車庫~本社営業所 33.0km（内 営業運行 田井~海の京都宮津 9.7km）
※ 営業区間中の乗車人数 18名
5. 発生の経緯と原因
当社整備工員が当該車両の車検有効期間満了日を失念しており、12月13日（月）に出勤後に気づき、車検切れ状態での運行が発覚したものです。当該事象発覚後、直ちに車両の取替をいたしました。
6. 今後の対策
従前は車検を実施する整備工場のみで車検満了日のチェックを行っていましたが、今回の事案を受け、本社バス営業所も加えた多重チェックをする体制をとることで再発防止に努めてまいります。

以上